

(介 167)
令和 2 年 12 月 24 日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
江 澤 和 彦
(公 印 省 略)

介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等について

新型コロナウイルス感染症対応におきましてはご尽力を賜り、感謝申し上げます。

さて、介護サービスは、利用者の方々やその家族の生活に欠かせないものであり、感染症や自然災害が発生した場合であっても、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供されることが重要です。

安定的・継続的なサービスの提供ためには、業務継続計画（BCP）の策定が重要であることから、今般その策定を支援するため、厚生労働省において、介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等がとりまとめられ、本会宛に周知依頼がありましたのでご連絡申し上げます。

なお、当該ガイドライン等につきましては、厚生労働省ホームページ内に掲載されておりますのでご参照ください。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

○厚生労働省ホームページ内掲載 URL

(介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

【添付資料】

- ・介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等について
(令 2.12.14 事務連絡 厚生労働省老健局高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課)